

議第一二〇号

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例の一部を改正する条例

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会に議決すべき事件として定める条例（平成二十年七月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五年以上」を「三年以上」に改め、同条第二号中「（法令により知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。）」を削り、「五年以上」を「三年以上」に改める。

第三条第一項第一号を次のように改める。

- 一 基本計画等の内容に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

県民の視点に立った県行政の実現を推進するため、計画の段階から議会がより積極的な役割を果たすよう所要の改正をしようとするものである。